講義１

アスベスト建材を使用している建築物の解体等工事の進め方（ガイダンス）

神奈川県 環境農政局 環境部 環境課

2026年10月８日

内容

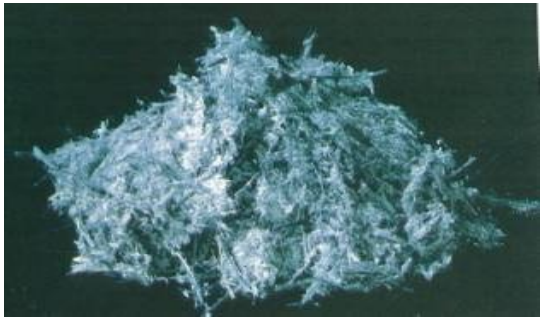
１　アスベストに係る法規等について

２　アスベスト問題の課題と対策

石綿（アスベスト）とは

- 石綿は天然に生成した極めて細い鉱物繊維（髪の毛の1/5,000程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、しかも安価であるため、『奇跡の鉱物』や『魔法の鉱物』と呼ばれていた。
- 石綿の用途はおよそ3,000種、うち約9割は建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで、様々な建築物等に広く使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途がある。
- 石綿を吸入することによって生じる疾患としては、中皮腫、肺がん等が知られている。厚生労働省の人口動態統計によると、中皮腫による死亡者は、平成7年の500人から令和6年には1,562人となっており、約20年間で約3倍に増加している。

クロシドライト（青石綿）



アモサイト（茶石綿）



クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

※この他にトレモライト、アクチノライト、アンソフィライトがある。

1　アスベストに係る法規等について

一般環境の保全（環境省）	• 大気汚染防止法 • 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（神奈川県）	• 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
労働者の健康保護（厚労省）	• 労働安全衛生法 • 石綿障害予防規則 • 作業環境測定法 • じん肺法
建物利用者の健康保護（国交省）	• 建築基準法 • 宅地建物取引業法 • 住宅の品質確保の推進等に関する法律
工事の適正施工（国交省）	• 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

例）建築物等の解体等工事を行う場合のポイント

事前の手続き等

- 事前調査の実施
- 作業計画の作成
- 発注者への説明
- 法令等に基づく届出
- 事前調査結果や作業内容に関する掲示　等

アスベストの飛散防止

- 解体工事や立入禁止等に関する掲示
- 脱衣設備等の設置
- 石綿含有建材の湿潤化
- 作業基準遵守の徹底
- 作業場の清掃　等

記録等

- 大気・作業環境測定、記録の保管
- 作業の記録、保管　等

例）建築物等の解体等工事を行う場合のポイント

作業員の健康の保護

- 特別教育の実施
- 石綿作業主任者の選任
- 健康診断の実施、記録の保管
- 保護具・保護衣の使用



資源の有効な利用の確保

- 分別解体の実施
- 廃棄物の処理
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

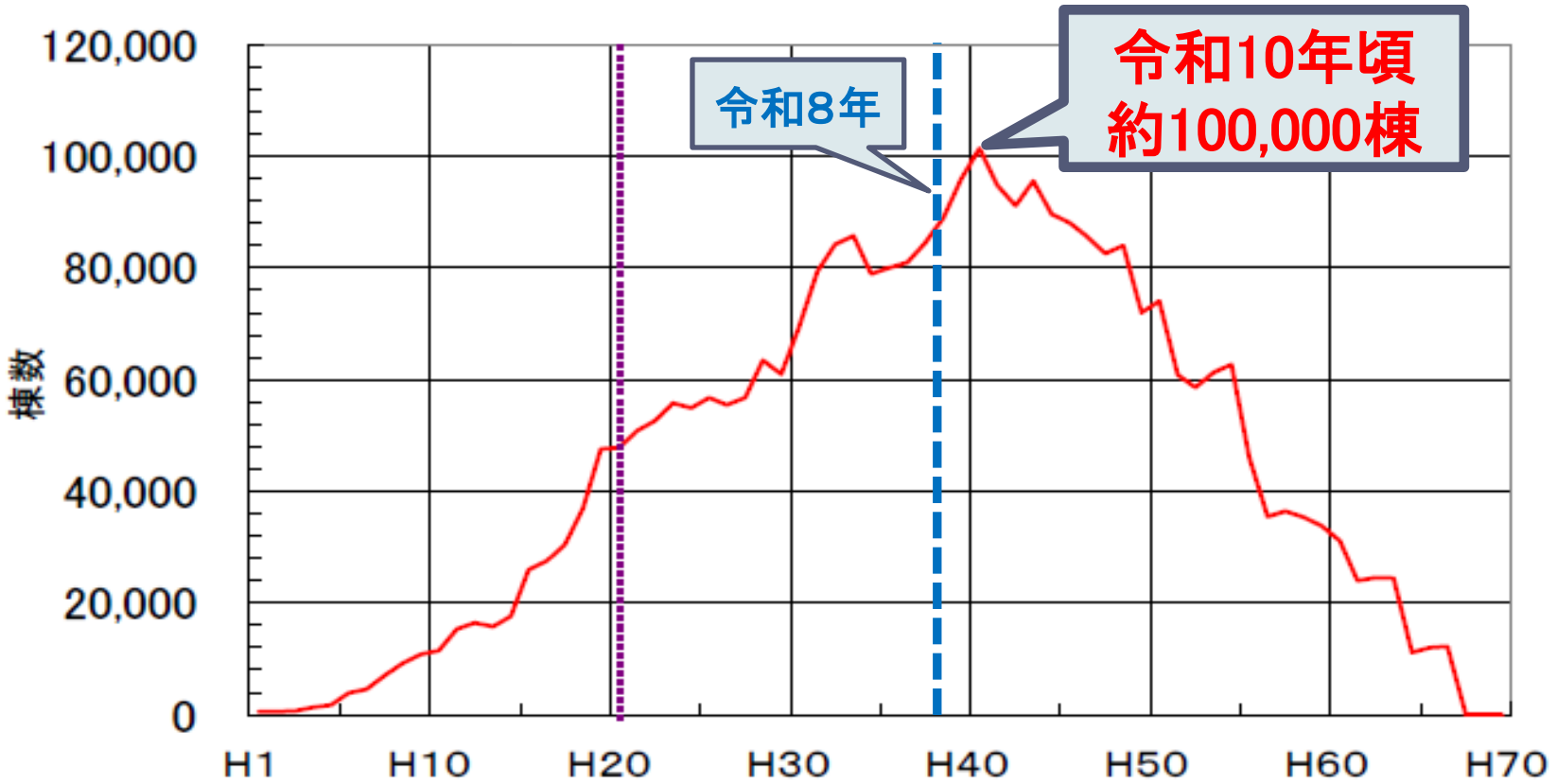
補足

　建築物のアスベスト含有建材の除去に関して、法律以外に自治体独自の条例を設けている場合がありますので、解体等工事を行う場合は必ず確認してください。

＜例＞
- 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
- 横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例

令和10年頃にかけて解体がピーク

アスベスト含有建材が使用された可能性のある建築物は、
老朽化の進行等にともない、<u>今後、大量解体が見込まれている。</u>



民間建築物の年度別解体棟数（平成20年時点の推計）

（出典：国土交通省　社会資本整備審議会資料）

大規模災害への対応

大規模災害の頻発化、激甚化への対応として、損壊した建築物等からの石綿飛散対策として、平時から石綿使用状況の把握が重要

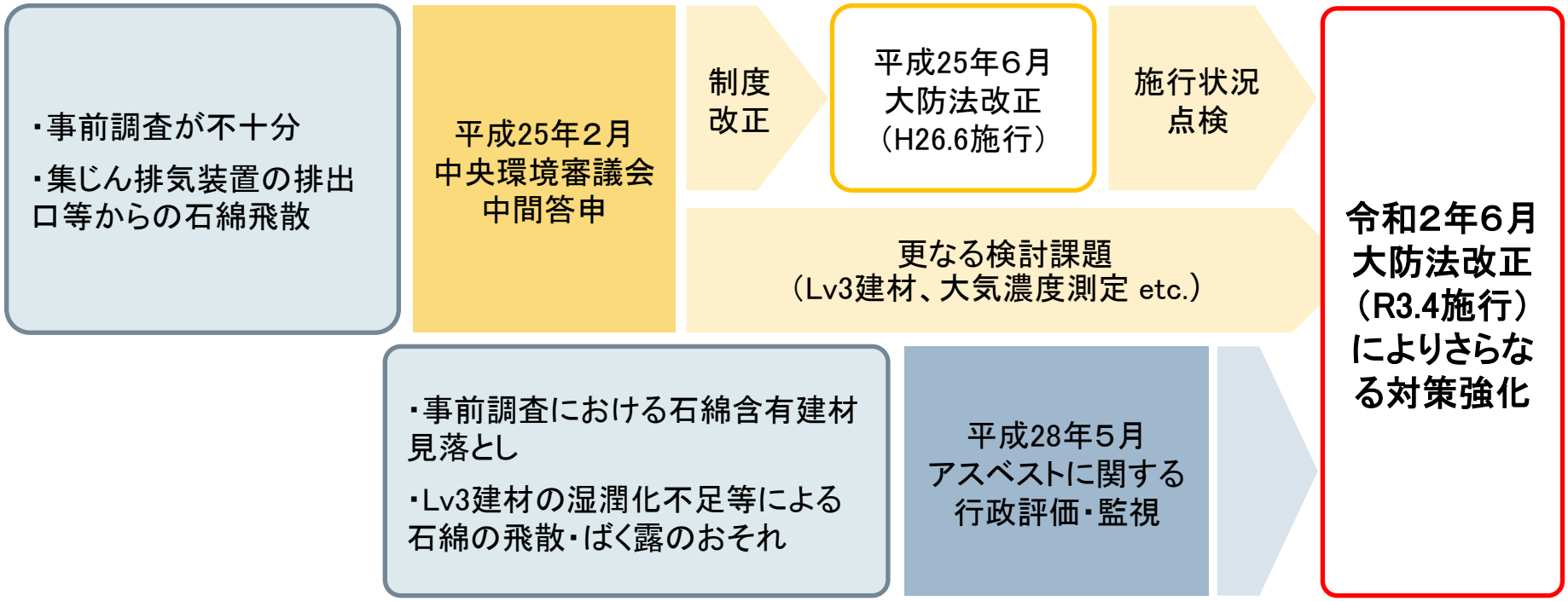




令和6年能登半島地震
（出典：環境省HP）

例）大気汚染防止法（大防法）の動き

- 平成25年の大防法改正により、石綿飛散防止の強化がなされたものの、事前調査での石綿含有建材の見落としやレベル3建材の湿潤化不足などによる石綿飛散事例が把握された。
- 令和2年の大防法改正により、さらなる対策強化がなされた。



＜参考：中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会（第1回）資料＞

例）大防法及び神奈川県の動き

大気汚染防止法の改正
（R3.4～順次施行）

工事の流れ

建築物使用中

工事発注

事前調査
- 発注者へ調査結果の説明
- 事前調査結果の掲示

追加
- 調査方法の法定化
- 有資格者等による調査の実施義務
（建築物R5.10～、工作物R8.1～）
- 知事へ調査結果の報告義務（R4.4～）
- 調査に関する記録

追加
- 作業計画の作成
- レベル3建材等の

追加
- レベル3建材等の
- 石綿作業主任者
確認義務

作業中の措置
- 作業基準の遵守

追加
- 石綿漏えい監視の確認頻度の増加
- 負圧隔離養生等をせずに除去等作業を行った場合、直接罰が適用

作業後の措置
- 薬液の散布等

追加
- 発注者へ作業結果の報告義務
- 作業記録の保存義務

工事終了時まで飛散防止措置の実施

条例の規定（R3.10施行）

追加
- 所有者等は通常時から石綿が使用されているか把握に努める

管理体制の整備義務
知義務
画等を知事へ
画等を発注者

追加
- 除去時の大気中の石綿濃度等の測定義務
- 非常時の知事への通報及び措置の実施義務

追加
- 作業完了後の知事への報告義務

詳しくは、「建築物の解体等に係る飛散防止対策について」の講義で説明します。

□ レベル1，2建材のみ